

交通DX実装プロジェクト委託業務仕様書

1 目的

吉備中央町の公共交通をデジタル技術で改善し、町民や外部の利用者にとって利便性が高く、安全かつ低コストの交通システムとして刷新し、持続的に発展し続けるまちの実現を目指すため、企画提案（公募型プロポーザル）を実施することを目的とする。

2 適用

本仕様書は、吉備中央町デジタル田園都市推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「交通DX実装プロジェクト委託業務」に適用する。事業実施者は、本事業の実施にあたり、本仕様書、関係法令及び諸規定を遵守し、事業の円滑な推進に資するものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日又は事業完了した日のいずれか早い日まで

4 事業内容

（1）Ma a Sコンソーシアムの立ち上げ及び運営

吉備中央町、交通事業者、IT企業、大学、住民等が参画した新たな公共交通サービスの導入に向けた組織を立ち上げ、公共交通のデジタル実装の計画立案と合意形成を図る。

（2）バスロケーションの導入

町内循環バス「へそはちバス」の運行状況（現在位置、混雑状況）をスマートフォン等で可視化できるシステムを導入し、利用者の利便性を向上させる。

（3）マイクロEVの導入

既存交通が網羅できない乗降前後の交通手段としてマイクロEVを導入し、交通網羅性を拡大させる。

（4）オンデマンド交通システムの導入

AIデマンド交通システムを活用した交通システムに進化し、町内外の交通の利便性を大幅に改善させる。

（5）打ち合わせ

事業の遂行に当たり、協議会と定期的な打ち合わせを行うものとする。また、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等でやりとりを行い、対応するものとする。

5 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本事業により得られた成果は、原則として協議会に帰属する。

(2) 秘密保持

- ① 本事業に関し、事業実施者から協議会に提出された提案書等は、本事業における事業実施者の選定以外の目的で使用しない。
- ② 本事業に関し、事業実施者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解無く公表又は使用してはならない。
- ③ 事業実施者は、本事業で知り得た協議会及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

6 その他

事業実施者は、本事業の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、協議会と協議して定める。